

歯科医師臨床研修制度の 検討事項について

- 1 前回の議論のまとめ
- 2 指導体制について

1 前回の議論のまとめ

- 必要な症例数の考え方について
- 評価方法の標準化について

「歯科医師臨床研修の到達目標」における「必修」項目の考え方

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ（第12回）資料

- 「歯科医師臨床研修の到達目標」の「C.基本的診療業務」については、「必修」項目と「選択」項目を設定し、「必修」項目の割合について「必要な症例数」の60%以上としたが、その考え方についてはさらなる整理が必要である。

○ 「C.基本的診療業務」における選択制の導入

- ・ 新たな到達目標の「C.基本的診療業務」に示す具体的な個別目標の各項目については、「必修」又は「選択」のいずれかを設定する。
 - 「必修」項目：全ての研修プログラムに位置付けることが必要な項目
 - 「選択」項目：個々の臨床研修施設の特徴に応じて、選択が可能な項目
- ・ 「選択」項目の内容、選択方法について、今回の見直しにおいては、次のとおりとする。
 - 「基本的診療能力等」（「選択」項目数3）：必ず1項目以上選択。
 - 「歯科医療に関連する連携と制度の理解等」（「選択」項目数8）：必ず2項目以上選択とし、少なくとも「(2)多職種連携、地域医療」の項目を含むものとする。
- ・ 「必修」項目として経験すべき症例数は、各研修プログラムにおいて設定される「必要な症例数」の60%以上を含むものとする。ただし、現状において、研修プログラムに記載されている「必要な症例数」は研修プログラムによって大きく異なり、研修プログラムの特徴を反映しているだけでなく、「必要な症例数」の考え方が研修プログラムによって異なっていることも考えられるため、その考え方については運用開始までに整理することが必要である。

（歯科医師臨床研修の制度改正に関するワーキンググループ報告書（令和2年1月7日））

現状と課題

- 研修プログラムに記載が必要な「必要な症例数」は、「必要な症例数の考え方」等も含め、研修プログラムによって大きく異なっている。
- 研修プログラムによる「必要な症例数」の違いは、研修プログラムの特徴の違いだけでなく、「必要な症例数の考え方」が研修プログラムによって異なっていることも理由のひとつとして考えられる。
- 現在の研修プログラムにおける「必要な症例数」の考え方は、
 - ①初診から治療終了までの一連を担当し、一症例とする場合
 - ②治療内容ごとに担当した症例を一症例とする場合の両者が混在している。
- 同一の研修施設で複数の研修プログラムを有する場合、異なる研修プログラムであっても「必要な症例数」は同一である施設もある。
- 臨床研修修了者のアンケートから、幅広く多くの症例を経験することを望んでいると考えられる。一方で、研修プログラムに記載されている「目標症例数」や「症例の内容」を参考とした者の割合は4割に満たない。
- 現状では、「必要な症例数」の考え方が臨床研修施設によって異なっていることから、各研修プログラムで経験可能な症例数等の比較が難しい状況となっている。

本日の論点①

- 到達目標として設定する「必要な症例数」についてどのように考えるか。

1)「必要な」の考え方(位置づけ)の例

- ① 当該研修プログラムにおいて最小限経験すべき症例数(研修修了に必要な症例数)
- ② 当該研修プログラムにおいて経験可能な症例数(経験することを目標とする症例数であり、研修修了に必要な症例数ではない)

2)「症例数」の考え方(数え方)の例

- ① 治療内容ごとに一症例(治療内容が複数の場合は、同一患者であっても複数の症例となる)
- ② 担当患者の実人数 ③ 担当患者の延べ人数

- 「必修」項目の割合(60%以上)を考える際に、症例数で評価することが困難と考えられる項目についてどのように考えるか。

臨床研修施設の指定基準（研修内容に関する記載）

（歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（医政発0223第5号））

研修プログラムに定める事項

- ① 研修プログラムの名称
- ② 研修プログラムの特色
- ③ 臨床研修の目標

「臨床研修の目標」とは、「歯科医師臨床研修の到達目標」（別添）を参考にして、臨床研修施設が研修プログラムにおいて研修歯科医の到達すべき目標として作成するものであり、**「歯科医師臨床研修の到達目標」を達成できる内容で、かつ必要な症例数や研修内容を含むこと。**

- ④ プログラム責任者の氏名
- ⑤ 臨床研修を行う分野及び臨床研修施設又は研修協力施設ごとの研修期間

「臨床研修を行う分野」とは、当該研修プログラムにおいて研修歯科医の到達すべき目標として示される項目をいうものであること。

- ⑥ 研修歯科医の指導体制
- ⑦ 研修歯科医の募集定員並びに募集及び採用の方法
- ⑧ 研修歯科医の処遇に関する事項
（中略）
- ⑨ 研修歯科医の評価に関する事項

「研修歯科医の評価に関する事項」とは、研修プログラムにおいて研修歯科医の修了判定の評価を行う項目や基準等を示すものであること。

臨床研修を行うために必要な症例

臨床研修を行うために必要な症例があること。ただし、共同して臨床研修を行う研修協力施設が医療機関である場合にあっては、当該病院又は診療所と研修協力施設の症例とを合わせて、必要な症例があること。

「臨床研修を行うために必要な症例があること」とは、「臨床研修の到達目標」を達成するために必要な症例が確保されていることをいうものであること。

全身管理の研修又は在宅歯科医療

入院若しくは外来患者に対する全身管理の研修又は在宅歯科医療において、主治の医師との連携を図った研修ができること。

なお、全身管理の研修は、鎮静・全身麻酔等を用いた歯科治療における全身管理に係る適切な研修を修了した指導歯科医の指導の下で実施されることが望ましいこと。

前回いただいた主なご意見①

症例数の数え方について

- 患者ごとに一連の治療を担当する方式や個別の治療のステップ毎に担当する方式など、研修の方法によって症例数の考え方は、変わってくるのではないかと。
- 一連の治療を経験させたいが、治療計画の中の一部の処置を経験した症例を1症例と数えざるを得ない場合もある。ある処置について、その処置前後を含めてその効果を経験できるのであれば、これを一症例として数えてもいいのではないかと。
- 臨床経験は、量を行えば質が高まる部分と、量の前に質を確保しなければいけないという2つの側面がある。症例を数えすぎると質に対しての視点が抜ける可能性があるため、質のことも念頭に置けるような量的な数え方にしていくのが望ましい。
- 「選択」項目の中には、「連携」や「参加すること」を経験として理解していく項目が多い。見学であったとしても、それを数値化していくことは大切だと考える。
- 到達目標の表現で、「実施する」とか「経験する」とあるものは、数で評価するもの、「適切に行う」とか「説明する」とあるものは、質で評価するものではないかと。数の評価と質の評価を両方併せて、総合的に評価をしてはどうか。

前回いただいた主なご意見②

基準の示し方について

- 「臨床研修では、これは最低限やっておいてください」というぐらいの、漠然とした項目を示すのでいいのではないか。
- 必要症例数は修了のための最低ラインとして示し、その施設ごとに実施可能な症例数や研修プログラムが目指している目標は、別に明示してはどうか。目標がどこに設定されているのか理解しやすい。
- 共通の評価基準（共通のフォーマット）で評価を行うことになると、どの施設でもクリアしなければいけない、ミニマムリクワイアメントを示す必要があるのではないか。
- 症例数や回数、時間などを「物差し」にして、どういう割合にしていくかは、各施設ごとに適切な方法で運用するようにしてはどうか。
- 前年の研修歯科医の経験実績の最低数と最高数と平均値を出せば実態がみえ、その研修プログラムの参考になる。臨床研修施設群方式で実施されるプログラムの場合、管理型臨床研修施設と協力型臨床研修施設での経験数を分けたほうが、なおよいと思う。

前回いただいた主なご意見③

「必修」項目の割合(60%以上)の考え方について

- 60%について、具体的な症例数というよりは到達目標の数ベースの話をしてきた認識であった。
- 各研修プログラムに含まれる到達目標に、60%以上の「必修」を含んでいて、あとの40%に「選択」を含んでいる、そのようなイメージがあった。
- 「選択」の項目は、見たり、聞いたり、経験していくということが多く含まれるので、そのことが全体の40%を超さないというイメージであり、一般診療を全くやらなくなってしまうのは困るため、押さえとして、60%を設定していると認識していた。
- 細かい症例数ではなく、そのプログラム全体として、「選択」をもっとやりましょう、という認識であった。
- 症例数と、訪問診療の回数などをうまく整理すれば、症例数として説明できるのではないかと。

「到達目標」における「必要な症例数」に関する論点

研修プログラムの設定に際しての「必修」項目の割合の考え方について

- 到達目標の項目によって、同一の基準で「必要な症例数」を設定することが困難であったり、「症例数」として目標を設定することが困難である。
 - ⇒ 研修プログラムの構成において、「必修」項目として経験すべき症例数については、
 - ① 各研修プログラムで設定する到達目標の項目数における「必修」項目数の割合
 - ② 「必要な症例数」を定めている項目における「必修」項目の症例数の割合を総合的にみて、「必修」項目の内容が60%以上経験可能な研修プログラムとなっているか、判断することにはどうか。

研修プログラムに定める「必要な症例数」の考え方について①

- 研修プログラムに定める「必要な症例数」については、当該臨床研修プログラムにおいて「臨床研修の到達目標」を達成するために必要な症例数(ミニマムリクワイヤメント)としてはどうか。
 - ・原則として、研修歯科医が主体となって実施する症例数とする。
 - ・症例数として数えることが必ずしも適切ではない到達目標もあることから、修了判定は経験症例数だけではなく総合的に判断するものとする。
- 研修方法(患者の担当方法等)は臨床研修施設によって異なっており、症例数の数え方を共通にすることは困難であると考えられることから、研修プログラムに定める「必要な症例数」については、その考え方(症例数の数え方等)を明記した上で記載することとしてはどうか。

「到達目標」における「必要な症例数」に関する論点

研修プログラムに定める「必要な症例数」の考え方について②

○ 到達目標「C.基本的診療業務」のうち、次の項目については「必要な症例数」の記載を必須とする。

(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画

※原則として①～⑥を一連と考えて症例数を記載

(2) 基本的臨床技能等

① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。(必修)

② 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的治療及び管理を実践する(必修)

④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。(必修)

(3) 患者管理

① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。(必修)

③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。(必修)

⑤ 入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。(必修)

(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供

③ 在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する。(選択)

④ 障害を有する患者への対応を実践する。(選択)

○ 臨床研修プログラムを選択する際の参考となるよう、当該臨床研修プログラムの特徴を臨床研修の到達目標を達成するために「必要な症例数」以外に、当該研修プログラムにおいて「経験可能な症例数(研修期間中に経験することを目標とする症例数)」又は「前年度の研修歯科医が経験した症例数(平均)」等、実際に経験可能な内容の目安となる症例数についても記載することが望ましい、としてはどうか。

現状と課題

- 現状において、各臨床研修施設において修了判定のための評価項目や基準等を定めることになっているが、「評価基準が不明瞭であり、評価が難しい」「どのように評価してよいかわからない」等の意見がある。
- 共通の評価ツール（DEBUT）はあるが、実際にはそれぞれ作成した評価シートやポートフォリオ等を別途又は追加して使用している臨床研修施設が多い。
 - ・ 到達度の管理や評価が様々な方法でなされているので、臨床研修修了時点の技術の習得度等がわかりにくい。
 - ・ 臨床実習における評価との連続性については、考慮されていないことが多いと思われる。

本日の論点②

- 新たな到達目標（「A. 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）」、「B. 資質・能力」、「C. 基本的診療業務」）のそれぞれの項目について、評価に必要な視点や評価方法等についてどのように考えるか。

評価方法の標準化について

前回いただいた主なご意見

- 研修歯科医数と指導歯科医数の割合等、研修方法が施設により異なっていることから、全国で評価方法をすべて統一するのは難しいのではないか。中間の評価、フィードバック等は各施設のやり方でいいが、最終の修了判定の際には、経験した内容を評価する共通フォーマットがあると分かりやすく、次のキャリアのときに通用するのではないか。
- DEBUT、ポートフォリオ、日常の観察記録、出退勤や勤務状況を総合的にまとめ、知識と技能と態度と情報収集と総合判断(プロフェッショナリズム)の5項目について「概略評定」的に評価を行っている。こういうものが全国共通であるといいのではないか。
- 評価の物差し(基準)はケース・バイ・ケースであるので、どの物差しにするかはその施設が選ぶこととしたうえで、こういう物差しでこのスコアまで行ってもらいたいと言っているというようにすれば自由度は出てくるのではないか。ガイドラインを作る場合も、方向性を示すということによいのではないか。
- 修了認定のために、実地試験やレポート、症例報告を取り入れてもよいのではないか。

今後の方向性

- 評価方法については、各施設の実態にあわせて実施してもよいのではないかとのご意見がある一方で、卒前卒後のシームレスな歯科医師養成の観点から、評価方法の標準化の必要性もいわれていることから、各項目における評価にあたっての共通の視点や共通フォーマットで評価すべき時点(修了判定時等)の考え方等、厚労科研において検討をすすめることとしてはどうか。
- 評価方法の1つとして、症例報告等を実施することを推進することとしてはどうか。

2 指導体制について

指導歯科医のあり方について

- 指導歯科医については、「5年毎の更新制を導入」としたが、具体的な方法等については、検討事項となっている。
- 指導歯科医講習会、プログラム責任者講習会の実施方法や内容についても引き続き検討事項となっている。

<見直しの方向>

- 指導歯科医の質を担保する観点から、指導歯科医については、5年毎の更新制を導入する。
 - 更新研修(講習会)の具体的な方法等については引き続き検討し、令和4年度から更新研修(講習会)が実施できるよう準備を進める。
- 指導歯科医講習会については、近年の歯科保健医療を取り巻く状況を踏まえた歯科医師養成に資するものとなるよう、研修内容等を見直すとともに、より多くの希望者が受講できるよう、実施体制も含め引き続き検討する。

<見直しの方向>

- プログラム責任者講習会の実施方法や内容等については、指導歯科医講習会の内容等の見直しとあわせて検討を行う。

指導歯科医講習会の開催指針

- 指導歯科医講習会の開催指針は、歯科医師臨床研修制度が必修化された平成16年に作成され、その後見直しは行われていない。

歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針について（医政局長 医政発第0617001号）

（別紙）歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針（抜粋）

2 指導歯科医講習会の開催期間

指導歯科医講習会の開催期間は、原則として、実質的な講習時間の合計が**16時間以上**で開催されること。
2泊3日以上が望ましいが、少なくとも**2日間以上**で開催されること。

3 指導歯科医講習会の形式

指導歯科医講習会は、いわゆる**ワークショップ**（参加者主体の体験型研修）形式で実施され、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 指導歯科医講習会の目標があらかじめ明示されていること。
- (2) 一回当たりの参加者数が50名以内であること。
- (3) 参加者が6名から10名までのグループに分かれて行う討議及び発表を重視した内容であること。
- (4) グループ討議の成果及びグループ発表の結果が記録されるとともに、その記録が盛り込まれた講習会報告書が作成されること。
- (5) 参加者の緊張を解く工夫（アイスブレイキング）が実施され、参加者間のコミュニケーションの確保について配慮されていること。
- (6) 参加者が能動的・主体的に参加するプログラムであること。

6 指導歯科医講習会の参加者

大学及び大学の附属病院において指導歯科医講習会を開催する場合には、当該大学附属病院にて指導歯科医の任につく予定者の他、従たる施設又は協力型臨床研修施設等の大学附属病院以外の施設において指導歯科医の任につく予定者を参加者に含むこと。

指導歯科医講習会の開催指針(続き)

歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針について (医政局長 医政発第0617001号)

4 指導歯科医講習会におけるテーマ

指導歯科医講習会におけるテーマは、次に掲げる項目の(1)を必須とし、(2)～(12)の項目のいくつかが含まれていること。

(1) 研修プログラムの立案(研修目標、研修方略及び研修評価の実施計画の作成)

「研修方略」とは、研修歯科医が研修目標を達成するために、どのような方法で、誰の指導によって研修を行うか等の具体的な計画及び準備をいうものであること。

「研修評価の実施計画」とは、どのような場面で、誰が、どのような評価方法で研修歯科医を評価するか等の具体的な評価計画をいうものであること。

(2) 新たな歯科医師臨床研修制度

(3) 医療面接

(4) 患者と歯科医師との関係

(5) 総合診療計画

(6) 歯科医師に望まれる総合的・基本的な診療能力

(7) 医療安全・感染予防

(8) 医療管理(保険診療・チーム医療・地域医療)

(9) 根拠に基づいた医療(Evidence-based Medicine: EBM)

(10) 指導歯科医の在り方

(11) 研修歯科医、指導歯科医及び研修プログラムの評価

(12) その他臨床研修に必要な事項

指導歯科医講習会進行表(例)

- 指導歯科医講習会は2日間以上、実質な講習時間で16時間以上での開催となっている。
- 講義とグループワークの組合せで、講義は合計で2時間程度が多い。

第1日 ●月●日(●曜日)

時刻	時間	事項(テーマ)	内容	実施方法
事前		参加者への案内	集合場所、時間等	
9:00~		受付		
10:00~10:10	10	開会	講習会主催責任者挨拶	
10:10~10:15	5		講習会企画責任者、講習会世話人等の紹介	全体
10:15~11:00	45	新たな歯科医師臨床研修制度	講演、質疑応答等	PLS
11:00~11:05	5	総合プレアンケート	アンケート	PLS
11:05~11:10	5	ワークショップとは		PLS
11:10~11:20	10	望ましい学習活動「これまでの生涯で最も印象に残る体験」(自己紹介を兼ねる)	説明	PLS
11:20~11:50	30		グループ作業	SGD
11:50~12:15	25		全体発表	PLS
12:15~13:15	60	昼食		
13:15~13:30	15	KJ法、問題点の抽出と対応	説明	PLS
13:30~14:45	75		グループ作業	SGD
14:45~15:20	35		全体発表	PLS
15:20~15:30	10	休憩		
15:30~15:55	25	カリキュラムとは・研修目標	説明	PLS
15:55~16:55	60		グループ作業	SGD
16:55~17:40	45		全体発表	PLS
17:40~17:45	5	第1日の評価	説明、質疑応答等	PLS
17:45~18:25	40	夕食		
18:25~20:00	95	総合情報交換会		PLS

第2日 ●月●日(●曜日)

時刻	時間	事項(テーマ)	内容	実施方法
8:30~8:35	5	第1日を振り返って	説明	PLS
8:35~9:35	60	医療安全管理	講演、質疑応答等	PLS
9:35~9:50	15	研修方略	説明	PLS
9:50~11:00	70		グループ作業	SGD
11:00~12:05	65		全体発表	PLS
12:05~13:05	60	昼食		
13:05~13:30	25	研修評価	説明	PLS
13:30~14:30	60		グループ作業	SGD
14:30~15:35	65		全体発表	PLS
15:35~15:45	10	休憩		
15:45~15:50	5	第2日の評価	説明、質疑応答等	PLS
15:50~15:55	5	総合ポストアンケート	アンケート	PLS
15:55~16:30	45	全体討議	参加者の感想、質疑応答等	PLS
16:30~17:00	30	閉会	講習会主催者挨拶、修了証書授与等解散	PLS

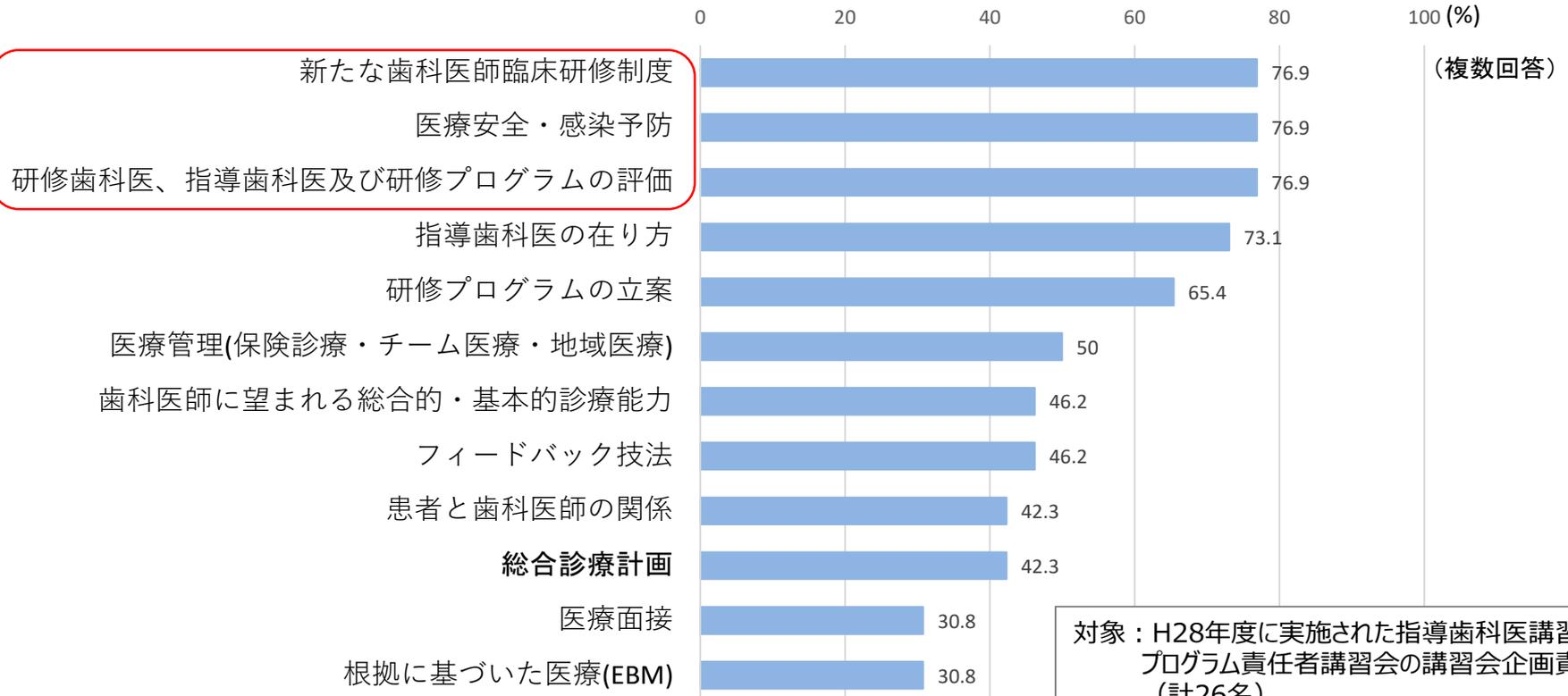
□ : 講義

指導歯科医講習会のテーマに必要と思われる項目

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ（第6回）資料2

○現行の指導歯科医講習会の開催指針に含まれているテーマのうち、必要と思われる項目として、「新たな歯科医師臨床研修制度」、「医療安全・感染予防」、「研修歯科医、指導歯科医及び研修プログラムの評価」などが多かった。

＜現行の開催指針に含まれているテーマ＞



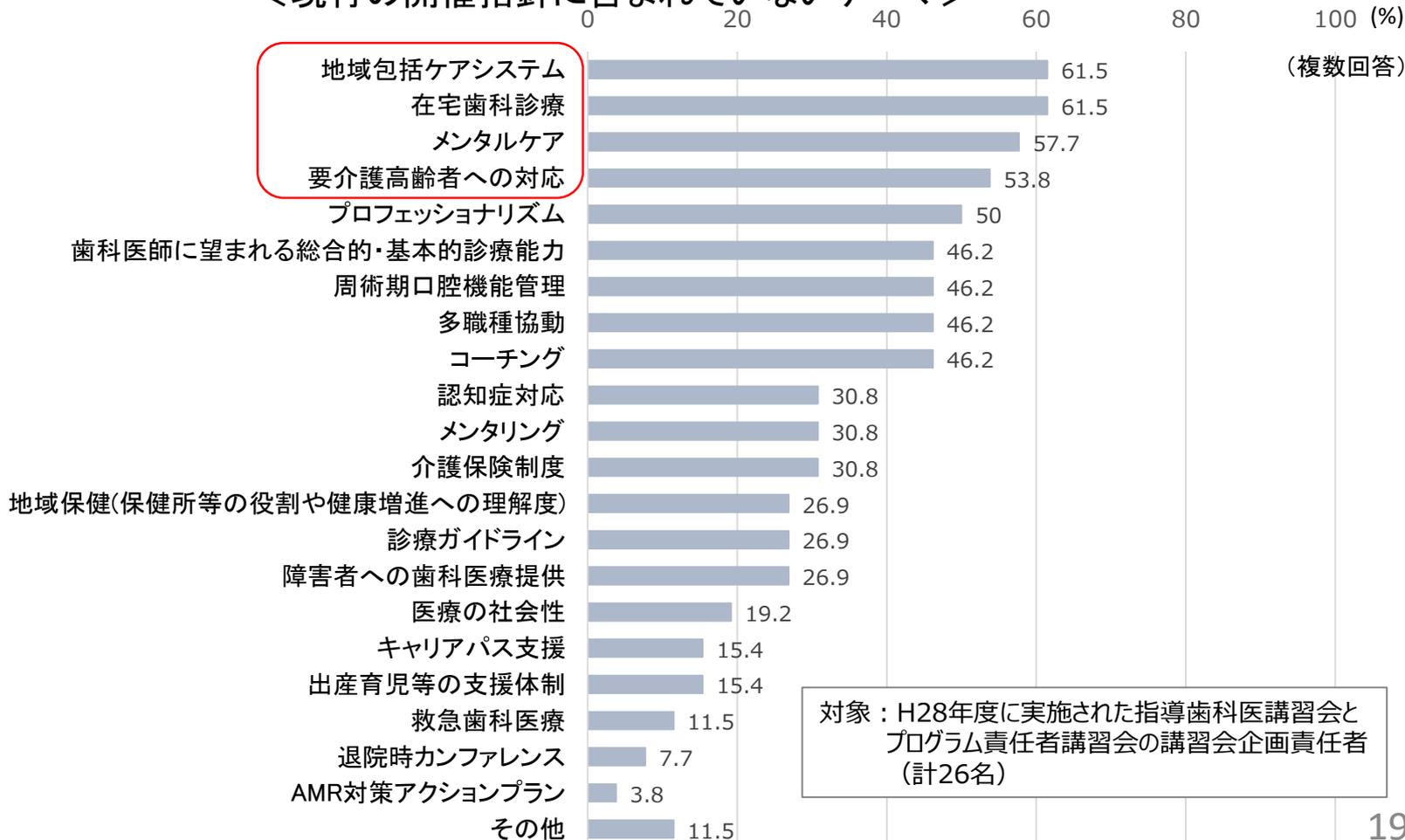
対象：H28年度に実施された指導歯科医講習会と
プログラム責任者講習会の講習会企画責任者
(計26名)

指導歯科医講習会のテーマに必要と思われる項目

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ（第6回）資料2

○現行の指導歯科医講習会の開催指針に含まれていないテーマのうち、必要と思われる項目として、「地域包括ケアシステム」、「在宅歯科診療」、「メンタルケア」、「要介護高齢者への対応」などが多かった。

＜現行の開催指針に含まれていないテーマ＞



第6回、第9回、第10回WGでのご意見

(実施方法について)

- (更新のための講習・研修は)5年毎に講習会を1回受けるというのではなく、継続的に勉強をして5年間の活動歴を確認するようなもの(単位制のようなイメージ)ではないか。
- 指導歯科医(更新)講習会の受講はe-learningを認めてはどうか。
 - ・ 多忙な人たちだと、研修受講が難しいのではないか。病院内で医療安全などの講義が年に数回あるが、e-learning(+事後のテスト)を活用している。
 - ・ 地方では講習会の受講が大変なこともある。アクセスも考慮すべきではないか。
- プログラム責任者講習会については、日程の圧縮などの見直しが必要ではないか。
 - ・ プログラム責任者の受講を必須とするためには、年に複数回実施できるように工夫すべきではないか。
 - ・ 関係学会が主催する類似のワークショップも認められるようにするとよいのではないか。

(内容について)

- 更新制の内容に「現在の教育内容を理解していること」をいれるべきではないか。
 - ・ 大学の教育内容はどんどん変化しているが大学病院以外の指導歯科医は現行の大学教育内容を理解していないことも多い。
 - ・ また、各大学で行われている特徴的な教育内容の紹介等もあっていいのではないか。
- コミュニケーションやプロフェッショナリズムなど、みんなと一緒に話し合うようなものを取り入れるとよいのではないか。

プログラム責任者講習会の内容について

- プログラム責任者講習会については、厚生労働省の補助事業として実施、公募により実施事業者が選定されている。
- 1回あたり4日間、受講者数は40日程度とし、「研修プログラムの策定や点検」「臨床研修の到達目標の達成評価」等の中からいくつかのテーマを含むことを必要としている。

- (1) 開催回数: 1回以上
- (2) 開催場所: 厚生労働省の承諾のうえ決定すること
- (3) 開催期間: 1回当たり**4日間** 但し、講習期間は講習効果に配慮して決定することができる。
- (4) 受講者数: 1回当たり**40人程度** 但し、受講者数は講習効果に配慮して決定することができる。
- (5) 受講資格: 臨床研修施設に勤務する歯科医師で、次の各号に該当する者。
 - ① プログラム責任者として、現にプログラムの企画立案・管理に携わっている者、又は今後携わる予定のある者。
 - ② 指導歯科医講習会(一般財団法人歯科医療振興財団主催又は「歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針について」(平成16年6月17日付け医政発第0617001号)に則って開催されたもの)を修了している者。
- (6) 講師: 講習科目を教授できる大学教授又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
- (7) 講習内容: **次に掲げる項目のいくつかがテーマとして含まれていること。**
 - ① 研修プログラムの策定、点検
 - ② 臨床研修の到達目標の達成評価
 - ③ 指導歯科医の指導状況の把握
 - ④ 臨床研修における安全管理
 - ⑤ 労働関係法規
- (8) その他:
 - ① 講習期間中、専門に利用できる教室が確保できること
 - ② グループワークをするための部屋(演習室)が確保できること
 - ③ 必要な図書を有する図書室を利用できること
 - ④ 教室等については、採光、換気等が適当であり、学習環境に配慮がされていること
 - ⑤ 講習会を修了した者には、修了証を交付すること

プログラム責任者講習会の日程(例)

【令和元年度プログラム責任者講習会スケジュール】

	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	
第1日 9月8日 (日)					受付 記念撮影	開講式 自己紹介 ワークショップの進め方	L-I 新たな歯科医師臨床研修の到達目標(歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググループの検討状況を踏まえて)	S-II 臨床研修カリキュラムの点検				夕食	S-II 臨床研修カリキュラムの点検	S-III ポートフォリオ① 第1日の評価
第2日 9月9日 (月)	S-IV トラブル事例に対する対応 第1日の評価 フィードバック				昼食	S-IV トラブル事例に対する対応	L-II 歯科医師臨床研修におけるプログラム責任者の役割	S-V コミュニケーションスキル		S-VI 指導歯科医に対する評価		夕食	L-III 歯科マッピングの現状と課題	S-III ポートフォリオ個人作業 第2日の評価
第3日 9月10日 (火)	S-VII 超高齢社会における歯科医師臨床研修 第2日の評価 フィードバック				昼食	S-VII 超高齢社会における歯科医師臨床研修	S-VIII 指導歯科医・研修歯科医をやる気にさせるテクニック		S-IX プロフェッショナリズム	S-III ポートフォリオ個人作業	S-III ポートフォリオ提出	S-X 総合討論会 第3日の評価		
第4日 9月11日 (水)	S-III ポートフォリオ② 第3日の評価 フィードバック		S-XI 臨床研修のあり方と修了判定	S-XII 本講習会を振り返って	閉講式									

□ : 講義

(注)

1. 日程表は変更することがあります。
2. S-I～S-XI、L-I～L-IIIは各セッション番号を示します。

テーマ:プログラム責任者の役割

到達目標

一般目標

歯科医師臨床研修プログラム責任者としての役割を適切に遂行するために、ニーズに基づいた臨床研修のプログラム立案、研修歯科医の修了認定、指導歯科医の教育および安全で円滑な臨床研修運営に関わる能力を習得する

行動目標

1. プログラム責任者の役割を説明する。
2. 歯科医師臨床研修のニーズを説明する。
3. ニーズに基づいたプログラム立案の手順を説明する。
4. 超高齢社会における歯科医師臨床研修を説明する。
5. 歯科医師臨床研修におけるトラブルに対応する。
6. 指導歯科医のあり方を説明する。
7. プログラム責任者・指導歯科医としてのコミュニケーションスキルを向上させる。
8. 歯科医師臨床研修の修了認定を説明する。

(参考) 直近3年間のプログラム責任者講習会の項目

H29	H30	R1
歯科医師臨床研修の到達目標の見直し	新たな歯科医師臨床研修の到達目標(厚労科研一戸班改訂案)	新たな歯科医師臨床研修の到達目標(歯科医師臨床研修制度の改正に関するWGの検討状況を踏まえて)
臨床研修カリキュラムの点検	臨床研修カリキュラムの点検	臨床研修カリキュラムの点検
ポートフォリオの作成	ポートフォリオの作成	ポートフォリオの作成
歯科医師臨床研修におけるプログラム責任者の役割	歯科医師臨床研修におけるプログラム責任者の役割	歯科医師臨床研修におけるプログラム責任者の役割
トラブル事例に対する対応	トラブル事例に対する対応	トラブル事例に対する対応
コミュニケーションスキル	コミュニケーションスキル	コミュニケーションスキル
マネジメントスキル	指導歯科医に対する評価 歯科マッチングの現状と課題	指導歯科医に対する評価 歯科マッチングの現状と課題
超高齢社会の中の歯科医療	超高齢社会における歯科医師臨床研修 指導歯科医・研修歯科医をやる気にさせるテクニック	超高齢社会における歯科医師臨床研修 指導歯科医・研修歯科医をやる気にさせるテクニック
		プロフェッショナリズム
	ポートフォリオの評価	ポートフォリオの評価
臨床研修の評価のあり方と修了判定	臨床研修の評価のあり方と修了判定	臨床研修の評価のあり方と修了判定

プログラム責任者講習会の受講動機

- プログラム講習会の受講動機は、「歯科医師臨床研修をさらに充実するため」、「教育や指導のレベルアップを図りたい」などがあげられた。

プログラム責任者講習会受講者アンケート結果(抜粋)

<総合評価(5点満点)>

- (1) 内容について、かなり価値があった(4.54)と、評価した。
- (2) 内容に対する時間量ほぼ適当(2.90)であった。
- (3) 内容の難易度については、ほぼ適当～やや難しい(2.70)という評価であった。
- (4) ワークショップ形式の教育効果はかなりある(4.26)と、評価した。
- (5) ワークショップの内容は受講者の興味に対してかなり適切(4.07)であった。

<受講動機>

- ・プログラム責任者となったため
- ・歯科医師臨床研修をさらに充実したものにするため。
- ・臨床研修における新しい情報、知識を得るため
- ・他施設の臨床研修の状況や情報交換を行いたい。
- ・教育・指導のレベルアップをしたい。

<臨床研修を実施するにあたっての障害>

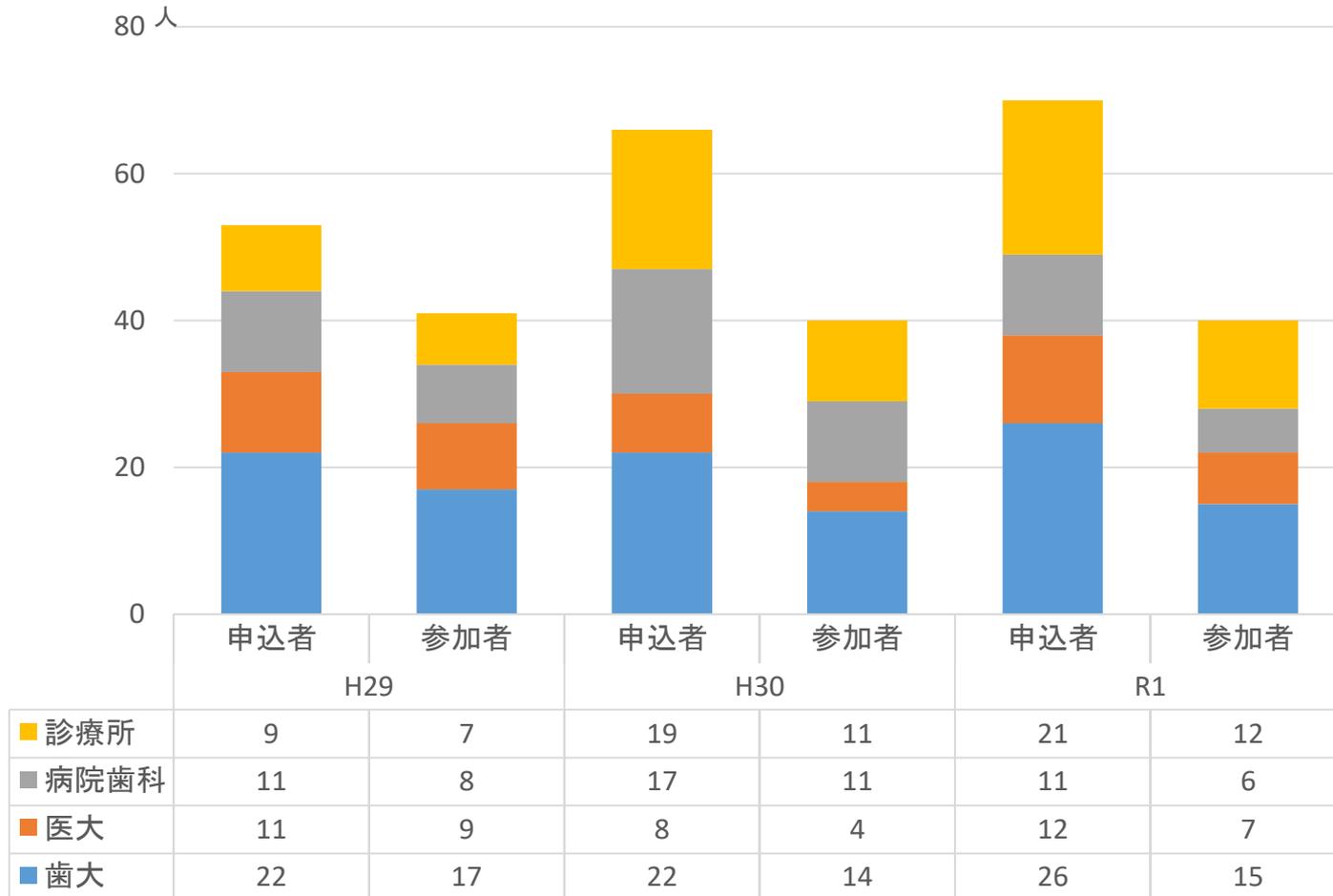
- ・指導歯科医の不足、指導力不足
- ・指導時間の不足(診療と指導の両立が困難)
- ・指導歯科医の・研修歯科医の意欲がない、意識が低い、受動的な姿勢である

<改善してほしいこと>

- ・コミュニケーションスキルやマネジメントスキルについて内容を充実してはどうか。
- ・グループワークの時間配分について、作業時間や討論時間が足りないものがあつた。
- ・各施設での取り組み(研修プログラムの特色、中断事例)について情報共有したい。
- ・臨床研修のあり方と修了判定の中の事例をもう少し詳しく聞きたかつた。

プログラム責任者講習会の申込者の推移

- 直近3年の参加申込者は募集定員(40人)よりも多く増加傾向にある。
- 受講者は、主催者が所属等を考慮して決定している。

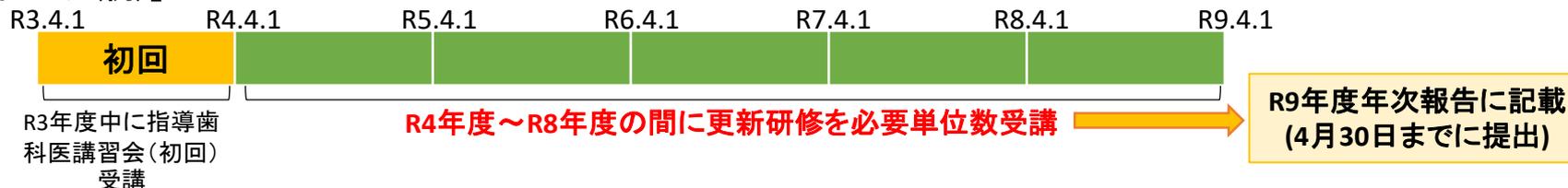


指導歯科医の更新制についての論点①

指導歯科医の更新制度(案)

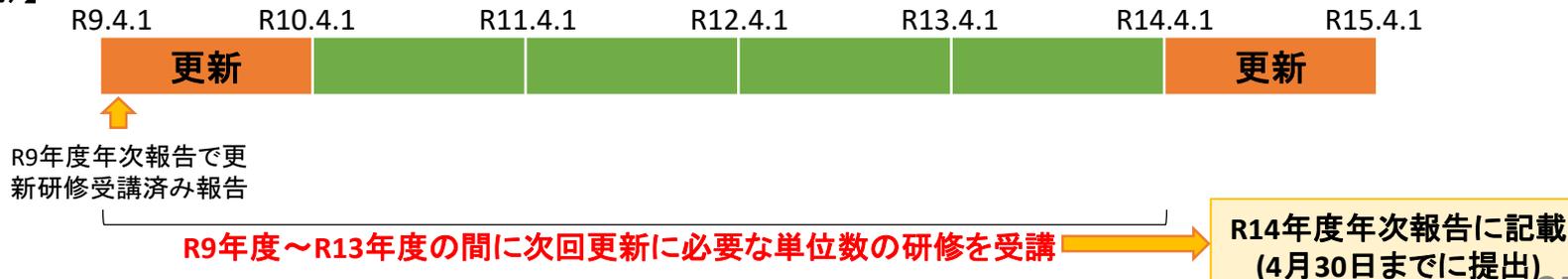
- (1) 指導歯科医の更新については、必ずしも現在の指導歯科医講習会のように規定の内容の講習会を1回受講するものではなく、単位制とする。
- (2) 更新に必要な研修(以下、「更新研修」)は、テーマ及び必要な単位数を決め、関係学会や関係団体等が実施する研修等を指導歯科医が適宜受講する。
- (3) 初回受講年度(又は更新研修受講の届出を行った年度)の翌年から起算して5年以内に、必要な更新研修を受講する。

【イメージ(例)】



- (4) 2回目以降の更新については、更新研修受講の年次報告を行った年度から起算して5年目の年次報告までに、必要な更新研修を受講する。

【イメージ(例)】



指導歯科医の更新制についての論点②

指導歯科医の更新制度(案)

- (5) 令和2年度以前に指導歯科医講習会を受講した者については、令和3年度に受講したものとみなす取扱いとする。
- (6) 指導歯科医の更新状況については、年次報告時に以下の内容を確認する。
- ①指導歯科医講習会(初回)の名称、受講日
 - ②受講した更新研修のすべての内容について、受講した研修の名称、受講日、単位
(ただし、更新年度に必要な内容のみを記載する)
 - ③2回目以降の更新時については、前回更新年度

更新研修について

- 更新に必要な研修の内容についてどのように考えるか。
 - ・ 必須とするテーマ
 - ・ ワークショップの位置づけ(必須とするか)
 - ・ 必要単位数
- (例)1時間を1単位として、○単位以上の研修受講を義務づける 等

指導歯科医講習会・プログラム責任者講習会の運用について

- 指導歯科医講習会について、一定の範囲内で柔軟な運用を認めてはどうか。
 - 初回について、原則1泊2日以上2日間とするが、必要な内容を満たす場合は、必ずしも連続した2日間を要件としない
- プログラム責任者講習会について、一定の範囲内で柔軟な運用を認めてはどうか。
 - 短期的にはプログラム責任者に対する受講必須化により受講者数が増加すること、中長期的には指導歯科医の更新制が導入されることを鑑み、日程の短縮を検討する
 - 必要な内容を満たす場合は、必ずしも連続した日程であることを要件としない
- 更新研修を含め、e-learningの活用を認めてはどうか。その場合に、e-learningの受講をどのように位置づけるか。

指導歯科医講習会・プログラム責任者講習会のテーマについて

- 初回の指導歯科医講習会、更新研修及びプログラム責任者講習会のそれぞれについて、どのような内容を必須とすべきか。

【テーマの例】

- ① 臨床研修制度
- ② 歯科医療施策に関わる内容
- ③ 歯科大学・歯学部の教育内容
- ④ 指導者(教育者)としての心構え
- ⑤ 指導歯科医のあり方(メンタルケア、プロフェッショナリズム等)
- ⑥ 研修歯科医への対応法
- ⑦ 研修プログラムの立案、評価
- ⑧ 臨床研修の評価のあり方と修了判定
- ⑨ コミュニケーションスキル
- ⑩ 医療倫理
- ⑪ 医療安全・感染予防(AMR対策アクションプラン)
- ⑫ 医療管理(地域包括ケアシステム、在宅歯科診療、周術期口腔機能管理、退院時カンファレンス、要介護高齢者への対応、認知症への対応)
- ⑬ ライフステージに応じた口腔機能管理
- ⑭ EBM(診療ガイドライン)
- ⑮ その他(地域保健、介護保険制度等)

指導歯科医・プログラム責任者についての論点③

指導歯科医講習会・プログラム責任者講習会の見直しに関するスケジュールについて

- 指導歯科医講習会及びプログラム責任者講習会の必須化について、原則として令和4年度から運用開始とするが、経過措置期間を5年間とし、やむを得ず要件を満たすことができない場合は、令和9年度までに受講することとしてはどうか。（令和9年度の年次報告までに受講）

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
制度改正	改正省令・通知 発出	改正省令・通知 施行	新プログラムの運用開始				次々期制度改正 議論・周知 (予定)	次々期制度改正 (予定)	
① 大学病院の指導歯科医の必須化	検討・ 体制整備・周知		開始(経過措置: R9年度の研修開始まで)						
② プログラム責任者講習会の必須化			開始(経過措置: R9年度の研修開始まで)						

(参考: WG報告書の記載)

- ① 大学病院の指導歯科医の指導歯科医講習会の必須化→運用開始: 令和4年度を目標
- ② プログラム責任者講習会の必須化→運用開始: 令和4年度を目標

「研修協力施設」から「協力型臨床研修施設2」への移行について

- 現在、研修協力施設において、「研修歯科医自らが診療に関わる研修」を実施してる施設は、令和4年度開始のプログラムから、原則として「協力型臨床研修施設2」に移行するが、指導歯科医がない施設も一定数あることから、3年間の経過措置期間を設けてはどうか。

指導歯科医・プログラム責任者についての論点④

指導歯科医の更新に関するスケジュールについて

- 指導歯科医の更新制について、以下のように運用してはどうか。
 - ・令和9年度の年次報告時から、指導歯科医講習会(初回)を受講した年度から5年を経過している指導歯科医については、更新研修を受講していることを必須とする。
 - ・令和3年度以前に指導歯科医講習会を受講している指導歯科医については、令和9年度年次報告までに更新研修を受講する。



(参考:WG報告書の記載)

③ 指導歯科医講習会の更新制→令和4年度から更新研修実施

- 更新研修については、令和2年度に必要な要件を周知し、令和4年度から更新研修を実施できるように体制整備を行うこととする。ただし、令和3年度に開催される研修会等において、要件を満たす場合は、更新研修の一部として認めることとしてはどうか。